

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1 当法人の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

「公益財団法人大塚敏美育英奨学財団」は、「日本国内の大学及び大学院に在学する有能な外国人留学生に対しての奨学援護を行い、もってわが国と世界の国々との国際親善と国際理解を担う有能な人材を育成することにより、わが国と世界の国々との学術、文化、教育の相互発展及び友好の発展に寄与する」ことを目的としています。

平成26年度決算を迎え、当該事業年度における当財団の事業活動について、ご報告申し上げます。

平成26年度の奨学事業につきましては、31カ国、100大学から合計546人の外国人留学生の応募がありました。書類選考、面接及び選考委員会による審議の3度にわたる厳正な審査の結果、中国、韓国、バングラデシュ、ベトナム、モンゴル、ネパール、台湾、アルジェリア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、シリア、スリランカ、タイ、タンザニア、パキスタン、マリ、マレーシア、ラオス、ルーマニア、ロシアの21カ国、53大学から136人（直接応募87人、大学推薦49人）の奨学生を採用し（うち1人は就職決定により辞退）、奨学金を給付しました。

平成26年8月2日に大阪市にて理事、監事、評議員及び選考委員が出席し「奨学生認定式」を挙行し、採用された136人の奨学生に奨学金目録を授与しました。認定式の後、理事、監事、評議員及び選考委員が参加して奨学生の激励会を開催し、意見交換を行うと共に交流を深め、奨学生を激励しました。また、奨学生は認定式に先立って徳島にある大塚グループの製造工場及び大塚国際美術館を見学しました。

平成26年11月に奨学生から提出された「生活状況報告書」には、学術面や社会貢献での成果の報告と共に、日本や当財団への感謝の言葉が多く寄せられました。

更に、平成27年1月30日から2月1日の3日間にわたり、奨学生105人参加の下、奨学生交流会を開催しました。1日目の大塚オーミ陶業株式会社信楽工場の見学では日本のモノ作りについて学び、翌日はプロの唸家を招いての日本語及び英語による落語鑑賞、宇治の萬福寺での座禅体験、平等院鳳凰堂の見学を通じ、日本文化や伝統芸能について学びました。最終日には交流会での体験を振り返るためのグループディスカッション及びプレゼンテーションを行い、新しく得た学びを共有しました。

	予算額	決算額	達成率
奨学事業 事業費	255,270,000 円	266,785,563 円	104.51%

(2) 役員会等に関する事項

① 理事会

平成26年度第1回

平成26年5月11日

- (決議事項) 1. 平成25年度計算書類等承認の件
2. 事業報告等に係る提出書類承認の件
3. 平成26年度定時評議員会の招集の決定の件
会議の結果、各議案につき承認可決されました。

(報告事項) 代表理事の職務の執行の状況について

平成26年度第2回

平成26年6月13日 (決議の省略)

- (決議事項) 1. 代表理事選定の件
2. 大塚ホールディングス株式会社第6期定時株式総会における
議決権行使の件

決議の省略の結果、上記議案につき承認可決されました。

平成26年度臨時

平成26年12月11日 (決議の省略)

- (決議事項) 1. 代表理事選定の件

決議の省略の結果、上記議案につき承認可決されました。

平成26年度第3回

平成27年3月8日

- (決議事項) 1. 平成27年度事業計画及び収支予算承認の件
2. 選考委員(大学推薦)2名選任の件
3. 大塚ホールディングス株式会社第7期定時株式総会における
議決権行使の件
4. アース製薬株式会社第91期定時株主総会における
議決権行使の件

会議の結果、各議案につき承認可決されました。

(報告事項) 代表理事の職務の執行の状況について

② 評議員会

平成26年度定時

平成26年6月7日

- (決議事項) 1. 平成25年度計算書類及び財産目録承認の件
2. 理事6名選任の件
3. 当該議事録署名人1名選任の件

会議の結果、各議案につき承認可決されました。

(報告事項) 平成26年度事業報告

平成26年度臨時

平成26年12月8日 (決議の省略)

- (決議事項) 1. 理事1名選任の件

決議の省略の結果、上記議案につき承認可決されました。

(3) 保有している株式の概要

㉞ 営利企業名	大塚ホールディングス(株)	アース製薬(株)
㉟ 保有する株式数	418万株	1万株
㊱ 当該営利企業の総株式数に占める割合	0.74%	0.04%
㊲ 当該株式入手日	平成19年3月6日	平成19年3月6日
㊳ 議決権の行使	平成26年度第2回及び第3回理事会で決議の上、議決権を行使	平成26年度第3回理事会で決議の上、議決権を行使
㊴ 当該法人と当該営利企業との関係	当該法人の代表理事が当該営利企業の代表者を兼務	該当なし

2 事業報告の附属明細書

平成26年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成いたしません。